

日本カトリック大学連盟規約

(名 称)

第1条 本連盟は、「日本カトリック大学連盟（以下「本連盟」という。）」と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、会長の所属する大学に置く。

- 2 本連盟事務局の事務については、一般財団法人日本カトリック学校連合会（以下「学校連合会」という。）事務局と連携して行うものとする。

(目 的)

第3条 本連盟は、日本におけるカトリック大学の振興と向上を図り、学術文化の発展に貢献し、もってカトリック教育の使命達成に寄与することを目的とする。

(構 成)

第4条 本連盟は、カトリック教会の承認のもとに、教区あるいは修道会等を母体とする学校法人によって設置経営されている大学等をもって構成する。

(事 業)

第5条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育、研究、管理、運営に関する相互援助並びに情報交換。
- (2) 学校連合会所属各連盟及び学校連合会以外の学校諸団体との連絡提携。
- (3) 国際カトリック大学連盟との連絡提携。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業。

(会 費)

第6条 会費は、別表1に定める金額とする。

(役 員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

幹事 5名（会長、副会長を含む）

（役員を選出）

第8条 役員は、総会において選出される。

（役員職務）

第9条 会長は、本連盟を代表し、本連盟業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

3 幹事は、本連盟業務を掌理する。

（役員任期）

第10条 本連盟の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で欠員を生じたときは、すみやかに後任者を選任する。その任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第11条 本連盟の会議は、総会及び幹事会とする。

2 会長は毎年1回定例総会を招集し、その議長となる。

3 幹事会は、随時会長が招集する。

4 その他必要に応じ、会長は臨時総会を招集することができる。

5 総会は、本連盟加盟各大学の学長をもって構成する。

6 会長は、総会および幹事会に、必要に応じてオブザーバーとして関係者を出席させ、意見を述べさせることができる。

（会議の権限）

第12条 総会は、予算、決算及び事業計画、その他必要なる事項を調査審議する。

2 幹事会は、総会提出議案その他重要事項を協議する。

3 総会、幹事会を開催するためには、構成員の過半数の出席（委任状を含む）を要し、その議決は、出席者（委任状を含む）の過半数の同意によるものとする。

（加盟手続）

第13条 本連盟に加盟を希望する大学は、既加盟2大学による推薦を必要とするもの

【日本カトリック大学連盟規約】

とし、本連盟としての可否については総会の決定によるものとする。

(連絡会議)

第14条 本連盟は、日本カトリック短期大学連盟と緊密に協力し、必要に応じて相互の連絡会議を開き、研究審議することができるものとする。

(会計)

第15条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本連盟の会計を監査するために、監事2名をおく。

3 監事は、学校連合会の監事に委嘱する。

(規約の変更)

第16条 この規約の変更は、総会の議決によらなければならない。

- 附 則**
- 1 この規約は、昭和50年7月27日から施行する。
 - 2 この規約は、平成5年7月16日から改正、施行する。
(事務局の所在地変更)
 - 3 この規約は、2006年6月10日から改訂施行する。
 - 4 この規約は、2007年6月8日から改定施行する。
 - 5 この規約は、2009年6月12日から改訂施行する。
 - 6 この規約は、2015年6月13日から改定施行する。
 - 7 この規約は、2016年6月11日から改定施行する。
 - 8 この規約は、2017年6月17日から改定施行する。

【別表1】

会費：学生数を基にした一律金額＋学生数（学部生・大学院生）×200円

学生数	一律金額
0001～0250	0
0251～0500	0
0501～0750	10,000
0751～1000	30,000
1,001～1,250	70,000
1,251～1,500	120,000
1,501～1,750	150,000
1,751～2,000	200,000
2,001～5,000	250,000
5,001～10,000	1,000,000
10,001～	1,250,000